

逗子市国民健康保険条例の一部改正

に関する意見を募集します

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、令和8年度から国民健康保険料に子ども・子育て支援納付金を追加します。国民健康保険条例の一部改正に関して、市に裁量がある次の3点について、皆様のご意見を広く募集します。

（1）保険料の比率（条例第12条の14）

所得割を「100分の55」に、被保険者均等割を「100分の30」に、世帯別平等割「100分の15」と定める。

（2）賦課限度額（条例第12条の15）

子ども・子育て支援納付金賦課額は、「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。」と定める。

（3）低所得者の保険料の減額（軽減割合）（条例第16条の2第5項）

子ども・子育て支援金賦課額の減額について被保険者の所得に応じて、それぞれ保険料率に乗ずる割合を「10分の7、10分の5、10分の2」と定める。

- ・子ども・子育て支援納付金の概要について・・・・・・・・・・・・ 資料1
- ・逗子市国民健康保険条例改正案（抜粋）・・・・・・・・・・・・ 資料2

●募集期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月9日（金）（必着）

●閲覧場所

- ・市ホームページ ページ番号：1013466

(URL) <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/kohokicho/1006305/1006316/1012623/1013466.html>



←市ホームページはこちら

- ・市役所（国保健康課、情報公開課）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設（スマイル）
※各施設の休館日等は閲覧できません。

●意見提出方法

住所・氏名を明記のうえ、任意様式にて次の①～④のいずれかの方法にて提出してください。

- ① 窓口への持参 福祉部国保健康課保険年金係（逗子市役所1階4番窓口）
- ② 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 国保健康課 保険年金係 宛
- ③ ファクス 046-873-4520

④ Eメール hoken@city.zushi.lg.jp ※添付ファイル不可

●その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しては、直接回答はいたしませんのでご了承ください。

●問合せ先

逗子市 福祉部国保健康課保険年金係（逗子市役所1階4番窓口）

Tel : 046-873-1111 (内線236) Eメール : hoken@city.zushi.lg.jp